

令和8年6月第2回 木島平村議会定例会 行政事務一般質問通告書

【木島平村議会議員 関 達夫】

質問事項	質問要旨	答弁者
<p>1. 憲法公布 80 年改正は村民が納得する説明が大事</p>	<p>憲法を改正する必要あり、必要なし、内容によるが判断する時は近々くる。高市総理は先の選挙の結果を得て、憲法改正に意欲を示している。5月3日の新聞によると47都道府県の知事あて憲法に係わるアンケート調査の記事が出ていた。18の県知事が憲法改正の必要性を認識しているとの事。改正項目として9条を挙げたのは10人、阿部長野県知事は「どちらでもない」と回答したと記事にある。それぞれ自論があることだが国会の政治家のみが改憲話を盛り上げていると感じる。</p> <p>防衛予算は10兆円で、GDP比2%近くになった。どこまで増額するのか。自国を守るためだけか、国際法を無視し軍事力でいうことを聞かせる国の脅威に対してか、増額に歯止めが無い。</p> <p>憲法公布80年は区切りとしないといけない年数なのか、200年もそのままの国もある。国をどう変えるのか、戦争のない国、争いの無い国でいられるのか、改憲論が活発になり村民は自ら判断をしないといけない時がすぐくるかもしれない。</p> <p>村民みんながこのことを学ぶ機会は充分か。イデオロギーの問題だけでなくすべて自己判断しないとダメ。戦争をしない国の誇りから、することもできる国になる。中東地域を見ても、争いの後には何も残らない。戦後を知っている身として平和を守ることの大切さを確認したい。改正案は9条のほか、緊急事態条項提案などもあるが、9条関係のことについて伺う。</p> <p>① 平和の象徴と言われる憲法だが、「国民を守る憲法」が「武力で国を守る」となる第9条の改正についてどう考えるか伺う。</p> <p>② 村民に対して村長は国民投票の判断材料をどう提供する考えか伺う。</p>	<p>村 長</p>

令和8年6月第2回 木島平村議会定例会 行政事務一般質問通告書

【木島平村議会議員 関 達夫】

質問事項	質問要旨	答弁者
<p>2. 生活環境保全のコストはどうあるべきか</p>	<p>埼玉県八潮市での下水道管に起因する道路陥没事故ほどの事案は田舎では起こらないと思うが、国交省の調査では全国の下水道管直径2m以上で設置から30年以上経過した5,332kmのうち要対策判断したのが748km、うち201kmは深刻で1年以内に対策が必要との事である。県内でも調査の結果、長野市と飯山市で計0.4kmが1年以内の対策が必要な「緊急度1」とあった。</p> <p>村の令和6年度の決算分析によると、平成23年からの浄化センターの長寿命化を図るための設備更新工事を優先的に進めており、管渠更新工事は進捗なしとある。</p> <p>上下水道の経営の基礎となる、下水道使用料、上水道料金はこの事業を運営するため、また将来にわたり管理運営するための貴重な財源であり経営を堅実に行う上で使用料は確実に徴収しないといけない。村の最も重要なインフラ財源だからである。</p> <p>① 村の下水道管渠は使用開始から30年が経過しているが老朽化の状況はどうか。緊急整備度はいかがか。計画的に対策工事を進められているが、係る経費の年間投資額に決まりはあるのか。その金額だと、改良するのにどのくらいの期間が必要となるか。</p> <p>② 下水道使用料の回収率は決算資料では、未収金も多いように思われるが、利用者の公平性を考え、未払い者対策はどうされているか。</p> <p>③ 現在の上下水道料金は近隣市町村と比較しても特に高額でもないが、人口減少、戸数の減少で徴収する料金が減少すると思われる。安定経営の継続にあたり、村一般会計からの繰入額は令和7年度17,300万円とある。一戸当たりになると大きい金額だ。運営の総経費に対し、利用料と繰入金の割合はどう決定するのか。戸当たりの値上げも検討されているか。</p> <p>④ 農業集落排水事業は140戸の利用となっているが、実需者戸数は34戸と減少しており、初期投資の回収ができにくいようだ、会計上は下水道会計に組み込まれていて貸借対照表、損益計算書の表面に出ないが、内部分析では大きい赤字となっている。原因を含め今後の事業運営をどう考えるか。</p>	<p>村 長</p>

令和8年6月第2回 木島平村議会定例会 行政事務一般質問通告書

【木島平村議会議員 関 達夫】

質問事項	質問要旨	答弁者
<p>3. 奨学金貸付制度は誰の為か</p>	<p>村の奨学金貸出は子ども達に学ぶ機会と、経済的な支援を行うことを目的としていると考えるが、規則の内容を確認するも、貸出についての条項、事柄が極めて不備があると言わざるを得ない。やはり趣旨の範囲の事業なのかと納得してしまう。</p> <p>奨学金貸出は、金融庁の規制が届かない制度としていて、借用証書（通常は金銭消費貸借契約書という）に印紙税法も適用されていない。貸す側の権利と借りる側の義務は民法上存在し、双方が遵守しないといけないが、そのことも書かれていない。</p> <p>奨学金の利用で、高学歴学校で多くを学び、生まれ育った村との関わりを感じていただき、その後の活躍を期待する事業であると思う。お金に関しては双方に高い意識付けが求められるものである。</p> <p>① 貸出金残高は村の予算書、決算書のどこを見ても、どれほどの利用があるのか不明で説明もない。現在の借入者の件数、貸し出し残高はいくらか。</p> <p>村の資産である貸出金の帳簿管理に問題がある。それ以上に債権保全（リスク管理）に問題はないか。</p> <p>村の会計は複式簿記を行い村の資産として管理することが必要である。</p> <p>各々どのように考えているか複式簿記になぜ移行しないか伺う。</p> <p>② 奨学金貸付規則は本来の目的が明示されていなく、連帯保証人の審査など不備があるため制度を廃止としないか。</p> <p>また、物価高騰でみんなが大変苦慮している。学生をお持ちの方は苦勞されていると思う。そこで厳しい条件を設けても給付型の奨学金を制度として実施し学ぶ機会を支援しないか、考えをお聞きしたい。</p>	<p>村 長</p>